

法人市民税の税率

均等割

	資本金	従業員	均等割額
1号法人	以下各号に掲げる法人以外の法人	-	50千円
2号法人	資本金等の額が千万円以下	従業員50人超	120千円
3号法人	資本金等の額が千万円を超え1億円以下	従業員50人以下	130千円
4号法人	資本金等の額が千万円を超え1億円以下	従業員50人超	150千円
5号法人	資本金等の額が1億円を超え10億円以下	従業員50人以下	160千円
6号法人	資本金等の額が1億円を超え10億円以下	従業員50人超	400千円
7号法人	資本金等の額が10億円超	従業員50人以下	410千円
8号法人	資本金等の額が10億円を超え50億円以下	従業員50人超	1,750千円
9号法人	資本金等の額が50億円超	従業員50人超	3,000千円

平成20年4月1日以降に開始する事業年度分より適用

法人税割 課税標準となる法人税額 × 9.7 / 100

平成26年10月1日以降に開始する事業年度分より適用

法人数(平成27年7月1日)

区分	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
平成21年度	656	5	111	11	20	4	60	2	4	873
平成22年度	629	5	106	9	26	4	59	2	3	843
平成23年度	620	6	97	9	27	3	62	2	3	829
平成24年度	600	6	97	8	27	2	59	2	3	804
平成25年度	595	6	96	7	27	2	53	2	3	791
平成26年度	586	6	97	7	27	2	56	1	3	785
平成27年度	583	7	95	8	25	3	54	1	3	779

(「課税状況等の調」による)

法人市民税課税状況(平成27年7月1日)

区分	法人数	調定額 (千円)	前年度対比 (%)
平成21年度	873	152,649	88.5
平成22年度	873	153,969	100.9
平成23年度	829	148,471	96.4
平成24年度	804	141,607	95.4
平成25年度	791	132,177	93.3
平成26年度	785	154,764	117.1
平成27年度	779	-	-

(「課税状況等の調」による)